

校則改正の経緯



- 大島高校の校則改定については、令和4年度から、生徒会執行部と校則を担当する職員からなる生徒支援部間で協議を行ってきた。
- 令和5年度、生徒会執行部は、「校則」をテーマに統一LHRを開催した。
- 5月18日(木)生徒総会において、生徒総会執行部は校則についての4つの要望「①靴下の色、②肌着の色、③行事等においては学生カバンを使用せずともよい、④体育祭やクラスマッチ時には正課体育服等での登下校をしてもよい」を提案した。
- 職員は職員会議等を開いて検討した結果、7月20日(月)終業式において、生徒会執行部案をすべて受け入れると全校生徒に説明した。
- 新校則は令和5年8月25日(金)から施行された。

校 則

省略

諸 規 定

省略

服装規定（令和5年8月25日施行）

服装は端正、清潔、質素を旨とし、大高生としての品性を保つために、次のとおり定める。

1 制服（登校時は校内外を問わず制服着用を原則とする。特別な許可がある場合はこの限りではない。）

〈A〉（学生服着用の場合）

- (1) 冬服は、上着・ズボンとも、原則として本校所定のマークの付いた本校指定の学生服とする。袖口は留める。
- (2) 夏服は、指定の半袖開襟シャツに冬服と同型のズボンとする。
- (3) 学生服着用で登校するときは、中は校章入り長袖または半袖カットシャツとする。
- (4) 長袖カットシャツ(校章入り)での登校を認める。袖口は留める。
- (5) 黒ズボンのすそ幅は22cm~24cmとする。
- (6) ベルトの色は黒とする。
- (7) ボタンは学校指定のものとする。
- (8) 靴下は派手に見えないことを基準とし、白、黒、グレー、紺等とする。

〈B〉（ブレザー着用の場合）

- (1) 冬服は、指定のブレザー、ジャンパースカート、ブラウス(リボン付)の三つ組とする。袖口は留める。
- (2) 夏服は、白の半袖または長袖のブラウスに指定のジャンパースカートを着用する。
- (3) 中間服としてブレザーなしで登校するときは、ブラウスは開襟シャツ、リボンは着けなくても良い。
- (4) スカート丈は膝下程度とする。
- (5) 靴下は派手に見えないことを基準とし、白、黒、グレー、紺等を許可する。冬のタイツは黒とする。

（校章・組章の位置）

	<p>校章</p> <p>組章 2cm</p> <p>襟の高さは前が低く後ろが高い (後部の高さ 4cm±0.2cm)</p> <p>縮み襟の高さの 1/2</p>	<p>組章 3cm</p> <p>校章 中心部</p> <p>リボンの輪を小さくせず長くする</p>
冬服		
	<p>組章 2cm</p>	<p>組章 2cm</p> <p>校章 10cm</p>
夏服		

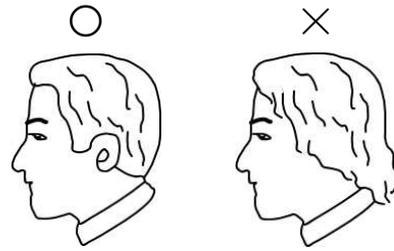
2 更衣期間は設けない。

3 制靴 黒皮の制靴（ローファー）、または白を基調とした運動靴とする。

4 髪型 髪型は端正、清潔、質素を旨として、大高生としての品位を保つために特に留意する。

〈A〉（学生服着用の場合）

- (1) 耳・襟をおおわない長さを保つ。（襟は、冬服を基準とする）
- (2) 上記を満たしても、特異な髪型は認めない。



〈B〉（ブレザー着用の場合）

- (1) 前髪は目にかからない。襟肩より長くなる時は結ぶ。
- (2) 髪を結ぶゴム、リボン等の色は黒・紺・茶系統とする。

〈共通〉

パーマ、髪の色染、脱色等は禁止する。

5 その他

- (1) 通学カバンは学校指定の学生カバンとし、補助バッグは華美でないものを用いる。
- (2) 学生カバンでの登校を原則とする。特別な許可がある場合はこの限りではない。
- (3) ピアス、マニキュア、眉そり、化粧、カラーコンタクト等は禁止する。
- (4) あごひげ・口ひげ等はのばさない。
- (5) 肌着・インナーは目立たない色にする。